

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和7年5月30日

令和8年3月30日修正 さいとう武士後援会の届出の区分を法第19条第3項第2号から法第19条第3項第1号に修正

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

1 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
斎藤 武士	さいとう武士後援会	令和7年3月26日

2 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
松岡 克俊	松岡克俊後援会	令和7年3月31日